

改正案

現行

別表第二号の三第4 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式
 （第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の三第4 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式
 （第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（略）

（略）

無線局事項書及び工事設計書

無線局事項書及び工事設計書

1	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更	(略)		
(略)				
13	希望する周波数帯	電波の型式	空中線電力	(略)
	<input type="checkbox"/> 1.9M	<input type="checkbox"/> A1A <input type="checkbox"/> 3MA <input type="checkbox"/> 4MA	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

1	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	(略)		
(略)				
13	希望する周波数帯	電波の型式	空中線電力	(略)
	<input type="checkbox"/> 1.9M	A1A	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

注1 (略)

注1 (略)

2 表面の記載は、次によること。

2 表面の記載は、次によること。

(1) (略)

(1) (略)

(2) 1の欄は、免許の申請を行う場合又は変更の申請若しくは届出を行う場合の区別により該当する□に✓印を付けること。

(2) 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□に✓印を付けること。

(3)～(13) (略)

(3)～(13) (略)

(14) 15の欄の記載は、次によること。

ア 免許の申請の場合

(イ) 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

(ロ) 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。

イ 呼出符号の指定の変更の申請の場合

現に指定されている呼出符号を記載すること。

ウ 遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法(専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

(イ) 電波の発射の停止を確認することができるもの

(ロ) 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであることを確認することができるもの

(ハ) インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていることを確認することができるもの

(14) 15の欄の記載は、次によること。

ア 免許の申請の場合

(イ) 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

(ロ) 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6か月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。

イ 再免許の申請の場合

現に受けている免許に係る免許の年月日及び免許の有効期間満了の期日を記載すること。

ウ 呼出符号の指定の変更の申請の場合

現に指定されている呼出符号を記載すること。

エ 遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法(専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として以下に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

(イ) 電波の発射の停止が確認できるものであること。

(ロ) インターネットの利用により遠隔操作を行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに適合するもの。(インターネットの利用の場合に限る。)

A 免許人以外の者がインターネットの利用により無線設備を操作できないよう措置しているものであること。

<p>エ <u>無線設備規則の一部を改正する省令(平成 17 年総務省令第 119 号)附則第 3 条第 2 項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成 19 年 11 月 30 日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。</u></p> <p>オ <u>他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第 15 条第 2 項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。</u></p> <p>カ <u>その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>B <u>運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御しているものであり、その具体的措置が確認できるものであること。</u></p> <p>オ <u>無線設備規則の一部を改正する省令(平成 17 年総務省令第 119 号)附則第 3 条第 2 項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成 19 年 11 月 30 日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。</u></p> <p>カ <u>他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第 15 条第 2 項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。</u></p> <p>キ <u>その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。</u></p> <p>3 (略)</p>
--	--